○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年10月19日条例第89号

改正

平成17年３月31日条例第22号
平成17年10月18日条例第90号
平成28年３月31日条例第23号
平成29年12月18日条例第69号
令和４年10月18日条例第34号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　指定管理者の指定の手続等（第２条―第12条）
第３章　指定管理者候補者選定委員会（第13条―第20条）
第４章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　指定管理者の指定の手続等

（公募等）

第２条　知事、病院事業管理者及び教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

（１）　施設の概要
（２）　申請の資格（以下「申請資格」という。）
（３）　申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
（４）　選定の方法及び基準
（５）　指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
（６）　その他知事等が定める事項

２　知事等は、前項ただし書の規定により団体を指名するときは、当該団体に対し、前項各号に掲げる事項を明示して協議を行うものとする。

（申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請期間内に知事等に申請しなければならない。

（１）　申請資格を有していることを証する書類
（２）　管理に係る業務の計画書（以下「業務計画書」という。）
（３）　管理に係る収支の計画書（以下「収支計画書」という。）
（４）　当該団体の財務の状況を示す書類
（５）　その他知事等が定める書類

（選定）

第４条　知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

（１）　正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
（２）　業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
（３）　業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
（４）　収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
（５）　前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

（指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取）

第５条　知事等は、申請資格及び前条第５号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定）

第６条　知事等は、第４条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の２第６項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（結果の通知等）

第７条　知事等は、前条の規定による指定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知しなければならない。

２　知事等は、前項の規定による通知を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

（１）　指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（２）　指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
（３）　指定期間

（協定の締結）

第８条　第６条の規定により指定された指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（１）　管理に係る業務の内容に関する事項
（２）　道が支払うべき管理費用に関する事項
（３）　管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
（４）　その他知事等が定める事項

（秘密保持義務）

第９条　指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあっては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（原状回復義務等）

第10条　指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第12条第２項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

第11条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

（指示及び指定の取消し等）

第12条　知事等は、指定管理者が法令又は第８条の協定に違反したと認めるときその他施設の適正な管理のために必要と認めるときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うことができる。

２　知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）　指定管理者が法令又は第８条の協定に違反したとき。
（２）　指定管理者が前項の指示に従わないとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

３　知事等は、前項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若

しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第３章　指定管理者候補者選定委員会

（設置）

第13条　第５条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織（地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第２項において同じ。）、教育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会（次条第１項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。この場合において、北海道営住宅条例（平成９年北海道条例第11号）第２条第６号に規定する道営住宅等（次条第２項において「道営住宅等」という。）は、一の施設とみなす。

２　前項の規定にかかわらず、２以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第５条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該２以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

（名称）

第14条　指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

（組織）

第15条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他知事、病院事業管理者又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあっては知事が、病院事業管理者の補助組織にあっては病院事業管理者が、教育委員会の附属機関にあっては教育委員会が任命する。

３　委員の任期は、前項の規定による任命の日から第６条の規定による指定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第16条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の除斥）

第18条　委員は、自己、配偶者又は３親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に加わることができない。

（秘密保持義務）

第19条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長への委任）

第20条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第４章　雑則

（知事等への委任）

第21条　この条例（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（北海道情報公開条例の一部改正）

２　北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成17年３月31日条例第22号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成17年10月18日条例第90号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第23号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年12月18日条例第69号）

この条例中第１条の規定は平成30年４月１日から、第２条の規定は公布の日から施行する。

附　則（令和４年10月18日条例第34号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。